

〔十訓抄〕中納言通俊子に、世尊寺阿闍梨仁俊とて、顯密知法にて貴き人おはしけるを、鳥羽院に候ける女房仁俊は女心ある者の空聖立けると申けるを、かへりき、て口おしと思ければ、北野に參籠して、此恥をす、ぎたまへと祈請して、

哀とも神々ならば思ふらん人こそ人のみちはたつともとよみければ、其女房赤き袴ばかりを腰にまきて、手に錫杖を持って、仁俊に空ごと云付たる報ひよと云て、院の御所に參て舞くるひけり、淺ましと思召て、北野より仁俊を召て見せられければ、神恩のあらたなるを感じて、涙をながして、一度慈救呪を滿給ひければ、女房本心に成けり、いみじくおほし召て、うすゝみといふ御馬をぞたびたりける、

〔源平盛衰記〕清盛捕化鳥并一族官位昇進事

清盛安藝守ト申シ、時、保元元年、左大臣謀叛ノ時、コトナル賞アリテ、同年七月十一日、安藝守ヨリ播磨守ニ移リ、同八月十日、任太宰大貳、平治元年、信賴卿謀叛之時、勳功アリテ、同年十二月廿七日ニ、經盛伊賀守、賴盛尾張守、宗盛遠江守、重盛伊豫守、教盛越中守、基盛任左衛門佐、永曆元年ニ、正三位シテ參議ニ拜ス、同二年、右衛門督、檢非違使、別當、權中納言ニ任ズ、長寛三年ニ、權大納言ニ至リ、仁安元年、内大臣兼ニ任ズ、宣旨并ニ饗祿ナリケレドモ、忠義公ノ例トゾ聞エシ、同二年ニ、太政大臣ニ上ル、左右ヲ經ズシテ此ノ位ニ至ル事、九條大相國信長公ノ外、總ジテ先蹤ナシ、大將ニアラネドモ、兵仗ヲ賜ヒテ隨身ヲ召シ具シテ、執政ノ人ノ如シ、輦車ニ乗テ宮中ヲ出入ス、偏ニ女御入内ノ儀式ナリ、太政大臣ハ、訓導ノ禮重ク、儀刑ノ寄深ケレバ、地勢大ナリトイヘドモ、賢慮足ラザルモノハ、其仁ニ當ルコトナシ、天才高シト雖ドモ、政理明ナラザルモノハ、猶其器ニアラズ、其人ニ非ザレバ、黷スベキ宮ニアラザレドモ、一天ノ安危身ニ由リ、万機ノ理亂、掌ニ在リケレバ、子細ニ及バズ、親子兄弟大國ヲ賜ハリ、兼官重職ニ任ジケル、上三品ノ階級ニ至ルマデ、九代ノ先蹤